

5、瀬戸市

21 瀬生第 253 号
平成21年10月30日

愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋 様

瀬戸市長 増岡 錦也

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書について(回答)

平成21年8月19日付けで陳情のありましたこのことについて、下記のとおり回答します。

記

【1】自治体の基本的あり方について

①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

【回 答】 社会福祉課

社会保障施策も自治体が担うべき役割の一つとして認識し、担うべき範囲等全体的バランスを踏まえてすすめていきます。

②各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。

【回 答】 社会福祉課

要望、独自継続については、行う考えはありません。

③税滞納世帯等への行政サービス制限条例は導入しないでください。

【回 答】 社会福祉課

ご指摘の条例の導入については、行う考えは現段階ありません。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

【回 答】 高齢者福祉課

減免につきましては、三原則（保険料の全額免除、収入のみに着目した一律減免、一般財源の投入を行わない）の遵守を原則とし、法に基づいて条例及び要綱で定めており、今後も同様に考えております。

②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

【回 答】 高齢者福祉課

介護保険法においては、利用料の減免できる要件が災害など省令で限定されており、本市独自の減免は困難なところでございます。

なお、利用料に関し、所得の低い方への対策として高額介護サービス費等、一定の配慮がされているところがございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

③新基準による要介護認定について

ア. 10月からの「見直し」による介護認定が4月からの新規の認定者も含めて「利用者不在」の認定にならないよう必要な措置を講じてください。

【回答】 高齢者福祉課

新規・変更申請で却下と判断された方につきましては、再申請をしていただくようお願い等するよう考えておりますのでご理解賜りますようお願いいたします。

イ. 要介護認定者やその家族・関係者などにわかりやすい説明書を配布してください。

【回答】 高齢者福祉課

ご意見のとおり、高齢者等に混乱の生じないように対処したいと考えております。

ウ. 認定調査員をはじめ介護サービス従事者に「見直し」内容の研修、説明会をおこない現場の混乱がおきないようにしてください。

【回答】 高齢者福祉課

認定調査員につきましては、研修を実施し、円滑な認定業務が実施できるよう努めております。

④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

【回答】 高齢者福祉課

第4期介護保険事業計画に基づき、民間活力を取り入れた基盤整備を実施していきたいと考えております。地域密着型サービスの整備にあたっては、国の「介護基盤緊急整備等臨時特例交付金」を活用し、積極的に施設の整備を図りたいと考えております。

⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

【回答】 高齢者福祉課

介護労働者の人材確保を安定的に図るためには、待遇の改善が必要となりますが、賃金等の水準につきましては、介護報酬の水準が大きく影響するものでございますので、今後の状況により必要となった場合には、市長会等を通じて要望を検討してまいります。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

【回答】 高齢者福祉課

65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯、それに類する世帯のうち、食事の調理が困難で安否確認が必要な方を対象に、昼食・夕食を含め週最大6回まで栄養のバランスのとれた食事を提供する「食の自立支援事業」を実施しております。

なお、ふれあい会食につきましては、地区社会福祉協議会が実施しております。

②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老パスや地域巡回バスなどの外出支援

【回答】 高齢者福祉課

現在、瀬戸市福祉保健センターに開設されている瀬戸市老人福祉センターでは、バス送迎付きで利用していただいております。高齢者の生きがいくりの一助となっていると考えております。

イ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

【回答】 高齢者福祉課

宅老所につきましては、委託方式により市内3か所に設置しており、高齢者の楽しみ場として利用していただいております。

(3) 障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

【回答】 高齢者福祉課

介護認定を受けている方で、

- ・ 6ヶ月以上で寝たきりの状態で食事・排便などの日常生活に支障のある65歳以上の方
 - ・ 知的障害者、身体障害者などと同程度の障害のある65歳以上の方
- については、障害者控除の対象としています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

【回答】 高齢者福祉課

すべての要介護認定者に、案内書を送付しています。

2. 高齢者医療などの充実について

①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】 国保年金課

県補助制度に準じて実施して参りたいと考えております。

②70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、1割分を助成して、自己負担を1割負担に据え置いてください。

【回答】 国保年金課

県補助制度に準じて実施して参りたいと考えております。

③後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

【回答】 国保年金課

資格証明書の交付については、愛知県後期高齢者医療広域連合の要綱に基づき実施するものです。

④後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

【回答】 国保年金課

県補助制度に準じて実施して参りたいと考えております。

⑤肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成制度を設けてください。010

【回答】 健康課

現段階では、助成制度を設ける予定はありません。

3. 子育て支援について

①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】 国保年金課

子ども医療費助成制度は、平成20年4月から、通院については小学校3年生まで、入院については中学校3年生までを対象として実施しております。愛知県の制度を上回る部分(小学校1~3年生の通院)は、市単独で助成を行っており、現時点では更なる無料化の拡大について考えておりません。

②妊産婦健診は、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。超音波検査は、厚労省通知に示されているように、最低4回を年齢制限なしに助成してください。

【回答】 健康課

本年度から妊婦健診の助成回数を14回に拡大したところです。健診内容につきましては、厚労省の指針に沿った内容としたいと考えています。

③ヒブワクチンの任意予防接種の費用を助成する制度を設けてください。

【回答】 健康課

現段階では、助成制度を設ける予定はありません。

④就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.3倍以下の世帯までとしてください。また、申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。

【回答】 学校教育課

瀬戸市では現在、就学援助対象基準は、生活保護基準額の1.25倍以下の世帯としておりますが、近隣市町と比較しても低い基準ではないと認識しており、引き上げる考えはありません。

なお、瀬戸市では、申請は各学校と教育委員会双方で受け付けしております。

4. 国保の改善について

①保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

イ. 少子化対策として就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回答】 国保年金課

ア 一般会計からの繰入については、一般会計と国保特別会計相互の財政状況を見ながら、適切に判断していくものと考えております。

イ・ウ・エ 実施の予定はありません。

②保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳の年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育終了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

【回答】 国保年金課

資格証明書の交付については、納付相談や指導の再三の呼び出し要請にも応じず、負担能力がありながら納付しない世帯を対象としており、被保険者の負担の公平性の確保という観点から最終的には交付せざるを得ないと考えております。なお、資格証明書対象世帯の義務教育終了前の子どもの6か月短期保険証については、郵送しています。

イ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。

【回答】 国保年金課

保険料を支払う意思があつて分納している世帯については、被保険者と接触し、生活実態を把握する機会を確保するため、短期保険証を交付していきたいと考えております。

ウ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

【回答】 国保年金課

保険料滞納者の生活実態については従来から努力しているところです。また、滞納処分については、適切に対応していきたいと考えております。

③一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度の案内チラシ・申請書などは、行政窓口および医療機関の窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。

【回答】 国保年金課

医療費の窓口負担の減免につきましては、厚生労働省から平成22年度中に一定の基準が示される予定とされていますので、それが示されるまでは、現行の規定に基づく運用をしていきます。

5. 障がい者施策の充実について

①障がい福祉サービス、自立支援医療、補装具の利用料負担、施設での食費などの負担を、市町村独自に軽減してください。

【回答】 社会福祉課

地方自治体が福祉サービスの水準維持を行うにあたり、公益負担の原則は必要なものと判断しておりますので、独自に軽減策は考えておりません。

②市町村が行っている地域生活支援事業(移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等)の利用料をなくして下さい。

【回答】 社会福祉課

地方自治体が福祉サービスの水準維持を行うにあたり、公益負担の原則は必要なものと判断しておりますので、独自に軽減策は考えておりません。

- ③親亡き後の障がい者の生活を守るために、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助を市町村単独で行ってください。

【回答】 社会福祉課

市単独での補助制度は考えておりません。現在実施されている国・県レベルでの各種補助制度の活用をお願いしたい。

6. 健診事業について

- ① 特定健診、がん検診、歯周疾患検診の自己負担金を無料としてください。また、実施医療期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

【回答】 健康課

健（検）診事業に対する応分の負担は、やむを得ないものと考えております。ちなみに、生活保護世帯、市民税非課税世帯の方は免除をしております。

実施期間については、医師会・歯科医師会との話し合いの中で、個別方式で6月・7月・9月及び10月の4か月間を健（検）診期間[女性特有のがん検診は、無料。（10月～3月）]としていますが、これを変更する考えはありません。

- ② 40歳未満の住民を対象に健康診査を自己負担無料で実施してください。

【回答】 健康課

30歳から39歳の女性を対象とした「女性の健康診査」や20歳以上の者を対象にした子宮がん検診を実施しておりますが、応分の負担は、やむを得ないものと考えております。

- ③ 歯周疾患検診を毎年無料で受けられるようにしてください。

【回答】 健康課

20歳以上の方を対象とした歯周病予防健診を毎月2回、歯科節目健康診査では、30歳から70歳の方のうち5歳ごとの対象として実施していますが、応分の負担は、やむを得ないものと考えております。

7. 生活保護について

- ①憲法25条および生活保護法に基づいて、生活保護申請を認めない或いは妨害することのないようにしてください。また、保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】 社会福祉課

申請につきましては、基準に従い行っております。

- ②愛知県通知（2008年12月11日）に基づき、稼働能力や居住地のないことを理由に生活保護申請を拒否することのないようにしてください。

【回答】 社会福祉課

愛知県通知を順守し、申請受理を行っております。

- ③そのために、専門職を含む正規職員を早急に増やしてください。

【回答】 社会福祉課

基準に従い配置しております。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受

給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。

【回答】 国保年金課

全国市長会を通じて、最低保障年金を含めた制度の見直しについて要望しています。

②後期高齢者医療制度は廃止してください。国民健康保険への国庫負担を増額してください。

【回答】 国保年金課

要望等の申し入れについては、行う考えはありません。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護認定基準を元に戻してください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

【回答】 高齢者福祉課

この内容につきましては、今後の状況により必要となった場合には、市長会等を通じて要望を検討してまいります。

④義務教育終了までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充してください。

【回答】 国保年金課

全国市長会を通じて、子ども医療費無料制度の創設、各種医療費助成制度等の実施に伴う国庫負担金等の全額措置を廃止及び妊産婦健診の補助金の拡充について要望しています。

⑤消費税の引き上げは行わないでください。

⑥社会保障費2200億円の削減方針を撤回してください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。

⑦障害者自立支援法を早急に廃止し、障害者総合福祉法を制定してください。

【回答】 社会福祉課

要望等の申し入れについては、行う考えはありません。

⑧介護保険サービス利用者とされている、65歳以上の障害者および40歳以上の16特定疾病該当者のうち障害として認定されているものに対して、介護保険を優先適用するのではなく障害者施策を優先適用してください。

【回答】 社会福祉課・高齢者福祉課

現行定められた基準を遵守するため、国への要望等の申し入れについては、行う考えはありません。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。

【回答】 国保年金課

要望等の申し入れについては、行う考えはありません。

②後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にするための医療費助成制度を設けてください。当面、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】 国保年金課

要望等の申し入れについては、行う考えはありません。

③70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、自己負担を1割負担に据え置くために、1割分を助成する医療費助成制度を設けてください。

【回答】 国保年金課

要望等の申し入れについては、行う考えはありません。

④後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

【回答】 国保年金課

要望等の申し入れについては、行う考えはありません。

⑤子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。

【回答】 国保年金課

要望等の申し入れについては、行う考えはありません。

⑥国民健康保険への県の補助金を増額してください。

【回答】 国保年金課

要望等の申し入れについては、行う考えはありません。

⑦精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。

【回答】 国保年金課

要望等の申し入れについては、行う考えはありません。なお、本市においては、平成21年4月から精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者であれば、入院について全疾病の助成を行なっています。

⑧障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

【回答】 社会福祉課

要望等の申し入れについては、行う考えはありません。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。

【回答】 国保年金課

要望等の申し入れについては、行う考えはありません。

②低所得者に対する独自の保険料および一部負担金の減免制度を設けてください。

【回答】 国保年金課

要望等の申し入れについては、行う考えはありません。

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

【回答】 国保年金課

要望等の申し入れについては、行う考えはありません。

④後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。

【回答】 国保年金課

要望等の申し入れについては、行う考えはありません。

以上